

山形県県民栄誉賞規則

平成9年2月4日
山形県規則第2号

山形県県民栄誉賞規則をここに公布する。

山形県県民栄誉賞規則

(目的)

第1条 この規則は、県民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く県民が敬愛するものに対し、県民栄誉賞を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 県民栄誉賞は、原則として、県内に居住し、若しくは居住していた者又は県内に所在し、若しくは所在していた団体で、芸術、文化、スポーツ等の分野において輝かしい業績があると認められるものに対して贈るものとする。

(受賞者の選定)

第3条 県民栄誉賞を贈られるもの（以下「受賞者」という。）は、知事が選定する。

(顕彰の方法)

第4条 知事は、受賞者に対し、賞状及び記念品を贈る。

2 受賞者の事績は、山形県公報に登載する方法により、公表する。

(礼遇)

第5条 受賞者に対しては、別に定めるところにより、礼遇することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年12月8日から適用する。